

社援発 0330 第 20 号
老 発 0330 第 12 号
平成 30 年 3 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

老 健 局 長

(公 印 省 略)

「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する
場合の資産要件等について」の一部改正について

共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等については、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成 14 年 8 月 30 日付け社援発第 0830007 号・老発第 0830006 号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）により定められておりますが、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 65 号）の施行に伴い、新たに「自立生活援助」及び「就労定着支援」が創設されることを踏まえ、今般、別添のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用することといたしました。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の内容等を御了知いただき、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。